優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十五頁（号外第八十五号）

令和七年十月三日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース　タックス税理士法人内

Ｍａｒｖｅｌ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金二十六億七千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年九月二十五日付官報の号外第二百十四号百十五頁に掲載されています。

令和七年十月三日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

アールイーエフツー・インベストメンツ

特定目的会社　取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十日

掲載頁　七十二頁（号外第一一〇号）

令和七年十月三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ラム特定目的会社

取締役　田渕　安春

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二万四千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十一月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年十月三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ラム特定目的会社

取締役　田渕　安春

訂正公告

令和七年七月二十九日（号外第一七二号）掲載の被相続人亡西川博幸に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、相続財産清算人の住所中「佐賀県婦人会館」に三階を加え、最終行は「相続財産清算人弁護士法人朋楠・わかくす法律事務所」の誤りにつき訂正します。

令和七年十月三日

扱　店

取消公告

令和七年九月三十日掲載の吸収分割公告は、取り消します。

令和七年十月三日

東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ七Ｆ

（甲）ＣＥＳ岩手太陽光発電所合同会社

代表社員　一関一太陽光発電所一般社団法人

職務執行者　本間　理志

東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ八Ｆ

（乙）Ｉｃｈｉｎｏｓｅｋｉ Ｓｏｌａｒ Ｐｏｗｅｒ一合同会社

代表社員　ＣＥＳ岩手太陽光発電所合同会社

職務執行者　本間　理志

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年八月一日（号外第百七十六号）公布政令第二百七十三号（外務省組織令の一部を改正する政令）（原稿誤り）				
四	上	終りから一四	外務政務官	外務大臣政務官